

男女共同参画だより

メツセージ

問い合わせ先
 男女共同参画推進課
 TEL(36)0048
 FAX(36)0270
 男女共同参画推進センター「ゆい」
 TEL(36)0250
 FAX(36)0269

市の取り組みを 審議 して提言

男女共同参画推進懇話会が 意見書を提出

男女共同参画推進懇話会(喜多加実代会長)が、男女共同参画プランに掲げられた事業を市がどのように取り組んだかを審議してまとめた意見書を10月25日、谷井博美市長へ提出しました。

同懇話会は、「①プランの進行管理と評価」「②女性に対する暴力の根絶」「③安全・安心のまちづくり」「④第1次産業分野での女性の地位向上」について市へ提言。市では、同懇話会の意見を尊重し、男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動を実施していきます。

意見①
プランの進行管理と評価
 男女共同参画プランの事業を適切に進行管理し推進すること、関係各課で男女共同参画の視点を明確にした事業を実施することが必要です。また、明確な評価方法の確立に向け、検討する必要があります。

福祉環境事務所や警察署などの関係機関との連携による被害女性への支援、広報紙やホームページでの啓発活動は評価できます。しかし、暴力は誰にでも起こりうる身近な問題で、最近では若い男女間の暴力「デートDV」の問題も起きています。教育分野などの機関とも連携し、子どもたちの発達段階に応じた啓発や若年層に対する予防啓発を実施することが重要です。

意見②
女性に対する暴力の根絶
 男女共同参画推進センターでの相談事業、保健

意見③
安全・安心のまちづくり
 災害時にどのように市民を守るかは市の責務です。男女のニーズや生活習慣の違いを踏まえて、防災マニュアルを工夫している自治体もあります。市の災害対策マニュアルの作成や見直しをする際は、女性の立場や視点など、女性の意見が反映されるよう配慮することが必要です。

意見④
第1次産業分野での女性の地位向上
 同プランでは、漁業分野での男女共同参画の推進が重要な課題の一つとして位置づけ、女性グループが海産物を生かした新しい商品開発に取り組む施策などは評価できます。しかし、依然として第1次産業分野での女性の決定過程への参画や、家族経営内での地位は厳しい状況にあります。今後、女性に対する支援も、女性に対する支援を実施するとともに、起業や就業しやすくなるよう積極的に施策を推進することが重要です。



谷井市長へ意見書を手渡す喜多会長(右)

喜多実代会長と谷井市長の主な懇談内容

若い世代からの教育や啓発を

喜多実代会長／若い世代からの教育や啓発が必要ですが、学校教育の中で取り組むのは難しいと聞いています。「お互いを尊重し合う教育」「コミュニケーション能力を養う」などを切り口に、子どもたちの発達段階に応じた教育が必要と見ます。

谷井市長／教育委員会との連携が必要と見ます。どの段階で暴力の問題について教育をするべきか確立されていないので難しいですね。学校教育では学力向上も大切ですが、社会教育も重要です。

喜多実代会長／女性グループが海産物で商品開発に取り組むことは、自分の収入にもつなが

り、とても良い点だと思います。しかし、第1次産業分野では、女性が意思決定や家族経営に参画するのはまだ困難な状況です。

谷井市長／大島では結婚して島外から若い女性が転入しています。農業や漁業では女性の力が不可欠だと思いますが、現状では各組合の幹部は男性が多数を占めている状況です。

喜多実代会長／PTA会長は男性が多く、審議委員も女性委員の数が伸び悩んでいます。地域や各審議会でも工夫して、女性の参画を進める必要があります。

谷井市長／市の13地区のコミュニティ運営協議会では、女性の会長

世界を感じよう

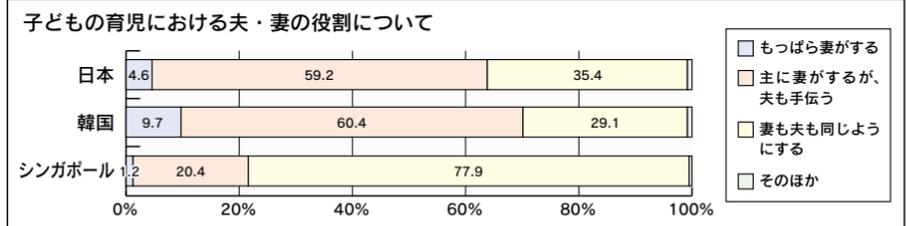
このコーナーでは、いろいろな角度から「男女共同参画」に関するさまざまな情報を伝えていきます。

日本、韓国、シンガポールの仕事と家庭の両立 (2009年内閣府調査から)

この3カ国は、アジア諸国の中で共通して「少子化」という問題を抱えています。各国の両立支援策や人々の意識を比べてみます。

★夫の育児参加率が高いシンガポール

3カ国の育児での夫妻の役割は、日本では「主に妻がする」が63.8%と高く、「妻も夫も同じようにする(35.4%)」を大きく上回っています。韓国でも日本同様に、「主に妻がする」が70.1%と高く、特に「もっぱら妻がする」が9.7%と3カ国中で最も高くなっています。これに対しシンガポールでは「妻も夫も同じようにする」が77.9%と最も高く、「主に妻がする」が20.6%と3カ国で一番低くなっています。このように3カ国では、子育てに参加する意識について大きな違いがあります。



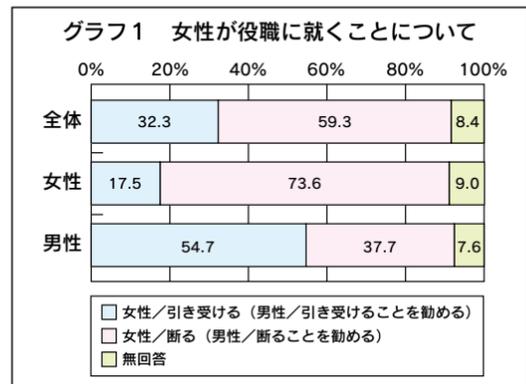
★出産後の妻の働き方

調査の結果、日本と韓国では「出産するが、子どもの成長に応じて働き方を変えていく」が最も高く、「出産を機にいったん退職するが、子どもから手が離れたら働く」と続きます。しかし、シンガポールでは「出産するが、子どもの成長に関係なく働き続ける」が最も高く、継続就業の意識が高い結果となりました。シンガポールの特徴は極端に育児休業の期間が短いこと、そして出産退職する女性が少ないことです(表1)。継続就業が可能な要因としてシンガポールでは夫や家政婦、祖父母らのサポートがあり、妻だけに家庭責任の負担がかからないことが挙げられます。

	日本	韓国	シンガポール
産前産後休業	14週(98日)	90日	16週(112日)
育児休業	子どもが1歳になるまでの期間(*)	子どもが3歳未満までに最大1年間	年間6日間(対象期間7年)

(*) 6月30日の法改正で、両親ともに育児休業を取得する場合は、子どもが1歳2カ月に達する期間までに延長されました

★両立支援の目的は？
 少子化解決のために出生率を上げるのではなく、子育てをしながらでも働きやすい環境をつくるのが大切です。それがより良い家庭生活につながるのではないのでしょうか。



相談情報 誰でも相談できます

*予約は男女共同参画推進センター ☎(36)0250まで

就業相談 *要事前予約 就職に関する相談や助言を受け付けます。職業あつせんはしていません	毎月 第3水曜日	10:00~12:00
法律相談 *要事前予約 女性の弁護士が、離婚など女性を取り巻く問題の相談を受けます	毎月 第3火曜日	13:00~16:00
こころと生き方相談 *要事前予約 家庭や夫婦間での心配事相談などを受けます	第1~第4 木曜日	13:00~17:00
むなかたホットライン (電話相談) 専門カウンセラーが、心配事相談などを受け ます	毎週水曜日	10:00~17:00

☎093(561)5737